

## 公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに財政措置の拡充を図ること。また、各自治体の実情を考慮し、耐震化に係る補助率嵩上げ措置を継続すること。  
特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。  
また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。  
さらに、交付金等の交付決定については、年度の早い時期に統一して行うこと。
3. 空調設備やトイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。  
また、学校給食施設やその付帯設備についても、多くの市町村が更新時期を迎えることから、十分な財政措置を講じること。
4. 学校 I C T 環境整備について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引上げや対象要件の緩和等を図ること。  
また、校務支援システム整備等に対する財政措置を拡充すること。
5. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。  
また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。
6. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

7. 小中学校の統廃合や小中一貫教育の推進に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

8. 社会教育施設等における大規模改修等について、十分な財政措置を講じること。

9. 東日本大震災関係について

公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率の嵩上げ措置について、全国画一に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて期間を延長すること。

また、I s 値 0.3 以上 0.7 未満の施設も地震による倒壊の危険性があることから、I s 値 0.3 未満の施設と同等となるよう I s 値要件の撤廃と補助単価の見直しを行うこと。

さらに、大規模改造事業における老朽化対策に係る補助率の引上げと補助制度の充実を図ること。